

**相模原市業務継続計画
（自然災害編）**

**令和5年8月改訂
相模原市**

《目次》

第1章	業務継続計画の目的及び方針	1
1.	計画の目的	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画の方針	2
4.	意思決定権者及び計画の指揮命令系統	2
5.	計画の発動要件と発動期間	3
5-1.	計画の発動要件	3
5-2.	計画の発動期間・終結要件	3
5-3.	計画の発動及び終結の周知	3
第2章	被害想定	4
1.	地震災害の想定条件	4
1-1.	建物被害・地震火災	6
1-2.	ライフライン被害	7
1-3.	死傷者及び避難者の発生	8
1-4.	庁舎機能等の被害想定	10
2.	風水害の想定条件	11
第3章	必要資源	13
1.	職員	13
1-1.	地震災害における配備体制	13
1-2.	風水害における配備体制	14
1-3.	想定される職員参集率	15
1-4.	業務に従事する職員の体制及び職員確保に向けた対策	16
2.	庁舎	17
2-1.	防災拠点となる施設の耐震化	17
2-2.	執務環境	17
3.	物資	18
3-1.	備蓄資機材等	18
3-2.	車両	18
4.	情報及びエネルギー等	19
4-1.	通信手段	19
4-2.	情報システム	20
4-3.	電力	20
第4章	非常時優先業務等	21
1.	非常時優先業務等設定の考え方	21
2.	非常時優先業務等の選定結果	23
第5章	業務継続体制の向上に向けて	24

1.	各所属での教育の実施	24
2.	訓練の実施	24
3.	業務継続計画の見直し・更新	25
3-1.	Plan（計画）	25
3-2.	Do（実行）	25
3-3.	Check（評価）	26
3-4.	Action（改善）	26
4.	業務継続計画の普及	26

※相模原市業務継続計画（自然災害編）は災害対策本部体制において適用することを前提とするが、風水害においては、災害対策本部体制を配備する前から災害対応を行うため「事前行動」として計画発動前の災害対応業務を整理している。

また、本計画において、市組織は、平時からの準備等を想定しておく必要性などから、特に必要のある場合を除き、平時における組織名称により表記している。なお、本計画において「市長公室」は「局」に含むものとする。

第1章 業務継続計画の目的及び方針

1. 計画の目的

大規模な自然災害が発生した際、本市は「相模原市地域防災計画」に基づき、災害応急対策活動や災害復旧活動を実施することとなる。さらに、災害時であっても市民生活に必要な不可欠な行政サービス（通常業務）については、遅滞なく提供する必要がある。

東日本大震災等の過去の大規模な地震災害時には、庁舎の被災・停電による機能不全、職員の死亡や不足等に伴い、自治体としての業務継続に多大な支障を来し、復旧・復興の遅れにつながった。

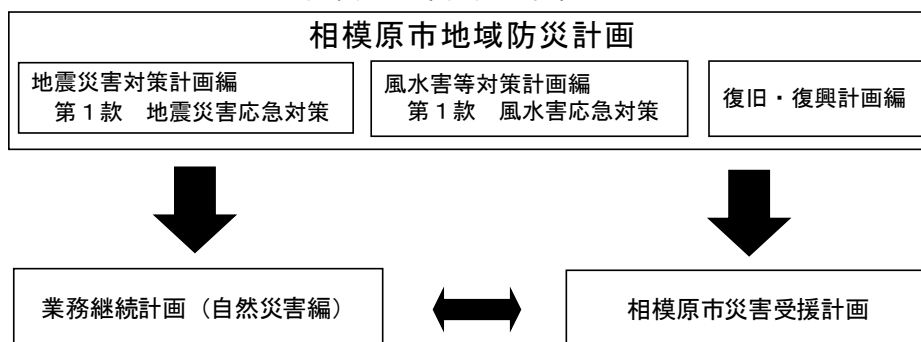
こうしたことを踏まえ、行政機能の低下を伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制を整備するとともに、災害時も優先的に実施すべき業務をあらかじめ選定し、業務継続に必要な各種資源（人、物、情報及びライフライン等）の分析をはじめ、業務実施に必要な対策を講じることで、大規模な自然災害が発生した際でも、行政機能の継続、早期復旧を実現するとともに、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを最優先に業務を継続することを目的として、平成26年3月に相模原市業務継続計画¹（地震編）を策定した。

また近年、全国的に台風に伴う大雨や局地的な豪雨による大規模な風水害が多発しており、本市においても、令和元年東日本台風によって多大な被害が生じたことを受け、想定災害に風水害を追加し、令和2年8月に相模原市業務継続計画（自然災害編）（以下、「本計画」という。）として改訂を行った。

2. 計画の位置づけ

本計画は、相模原市地域防災計画地震災害対策計画編第1款地震災害応急対策、風水害等対策計画編第1款風水害応急対策、復旧・復興計画編を根拠に、相模原市地域防災計画の下位計画として、独立した計画とした。

図表1 本計画の位置づけ



※本計画で選定した非常時優先業務²の中から災害受援計画の受援想定業務を選定

¹ 業務継続計画：BCP（Business Continuity Plan）

² 非常時優先業務：「第4章 非常時優先業務等」を参照

3. 計画の方針

大規模な自然災害が発生した場合の相模原市の対策の基本方針は、次のとおりとする。

- ① 市民の生命、身体及び財産を保護することを最優先とするとともに、日常生活を維持するための業務を継続する。
特に発災後72時間までは人命救助を最優先とする。
- ② 職員の安全を確保しつつ、災害対策本部機能を早期に確立する。
- ③ 災害発生後、本計画が発動した際には、あらかじめ選定した非常時優先業務について、職員を総動員し、最優先で実施する。

4. 意思決定権者及び計画の指揮命令系統

「相模原市災害対策本部要綱」（平成10年3月1日施行）で定めるところにより、市長が災害対策本部長として、意思決定を行い、災害対応業務を実施する。また、大規模な自然災害で災害対策本部長が意思決定を行えない場合にも、迅速かつ適切に意思決定を行うため、あらかじめ以下のとおり意思決定権者の職務代理の順序を定める。

図表2 意思決定権者の職務代理順序

相模原市災害対策本部の職務代理者の順序	
○災害対策本部長の職務代理者の順序	相模原市災害対策本部要綱第3条に定めた順序で副本部長が職務を代理する。 副本部長においても意思決定を行えない場合には、市長の職務の代理及び会計管理者の事務の代理に関する規則（平成19年規則第71号）第3条及び第4条に定めた職員が職務を代理することとする。
○各部長・区本部長の職務代理者の順序	相模原市災害対策本部要綱第13条第3項に定めた順序とする。

5. 計画の発動要件と発動期間

5-1. 計画の発動要件

本計画は、以下の事象の発生に伴い発動する。

災害対策本部体制の配備時

・地震災害もしくは風水害により、災害対策本部体制を配備³した際に、本計画を自動発動する。

市長が必要と判断した時

・市内の被害状況に応じ、上記の条件に満たない場合にも市長の指示に基づき、本計画を発動する。
・その他の災害についても、必要に応じ、本計画を準用し発動する。

5-2. 計画の発動期間・終結要件

本計画の発動期間は、発動後おおむね1か月とする。

終結に当たっては被害状況等を踏まえ、災害対策本部長が指示する。

5-3. 計画の発動及び終結の周知

本計画の発動及び終結の際には、本部事務局が各課・機関等に速やかに伝達するとともに、必要な情報について、市民に幅広く周知する。

³ 災害対策本部体制の配備要件については、「第3章 1-1. 地震災害における配備体制」及び「1-2. 風水害における配備体制」を参照

第2章 被害想定

1. 地震災害の想定条件

本計画の前提とする地震災害は、相模原市地域防災計画に定める相模原市直下型を含む3種類の地震災害とする。

図表3 想定地震災害の概要

想定地震	直下型の地震		大正関東タイプ	
	相模原市東部	相模原市西部		
調査年次	平成26年度 相模原市防災アセスメント調査			
設定	マグニチュード	7.1	7.1	8クラス
	震源	本市の東部地域直下	本市の西部地域直下	相模トラフ
	ケース	夏12時・冬18時・冬深夜2時、風3m/s		
結果	震度	5強～6強	5強～6強	5弱～6強
	大破(全壊)建物(棟)	約8,000	約3,600	約1,300
	出火(件)	約20 ^{※1}	約5 ^{※1}	0 ^{※1}
	焼失(棟)	約1,400 ^{※1}	約200 ^{※1}	0 ^{※1}
	避難(人)	約61,000	約39,000	約28,400
		約41,000 ^{※2}	約30,000 ^{※2}	約24,000 ^{※2}
	死者(人)	約500 ^{※3}	約200 ^{※3}	約100 ^{※3}
負傷者(人)	約4,400 ^{※3}	約2,800 ^{※3}	約1,500 ^{※3}	

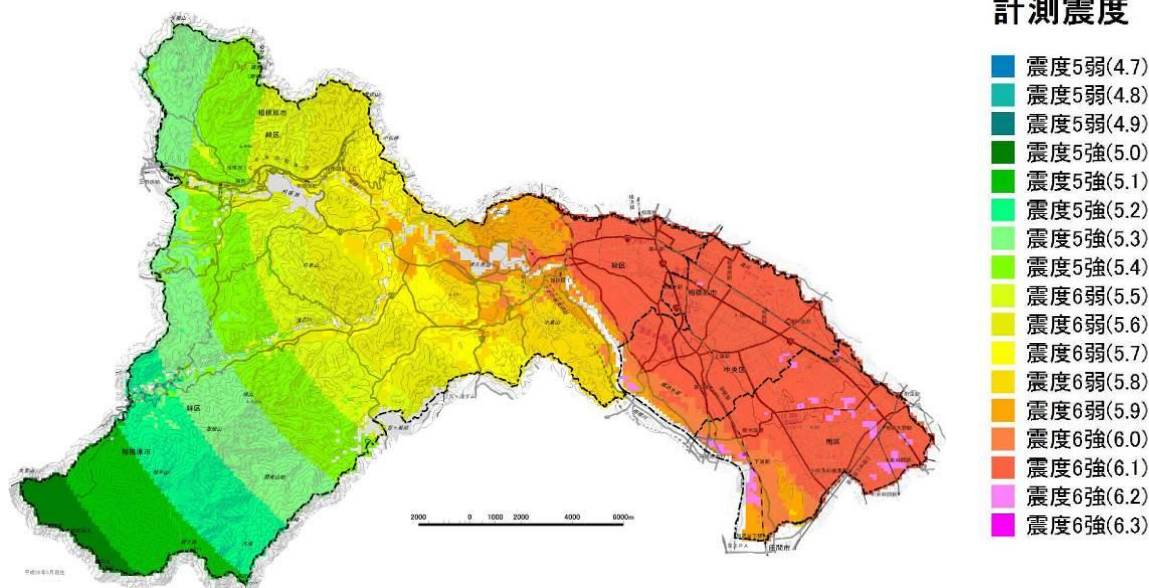
※1) 出火件数は冬18時の場合

※2) 冬18時の場合の避難所への避難者数のうち、住家被害はないが、断水により避難する人数
避難者数は、ピークとなる発災から1週間程度の想定

※3) 冬の深夜2時の場合

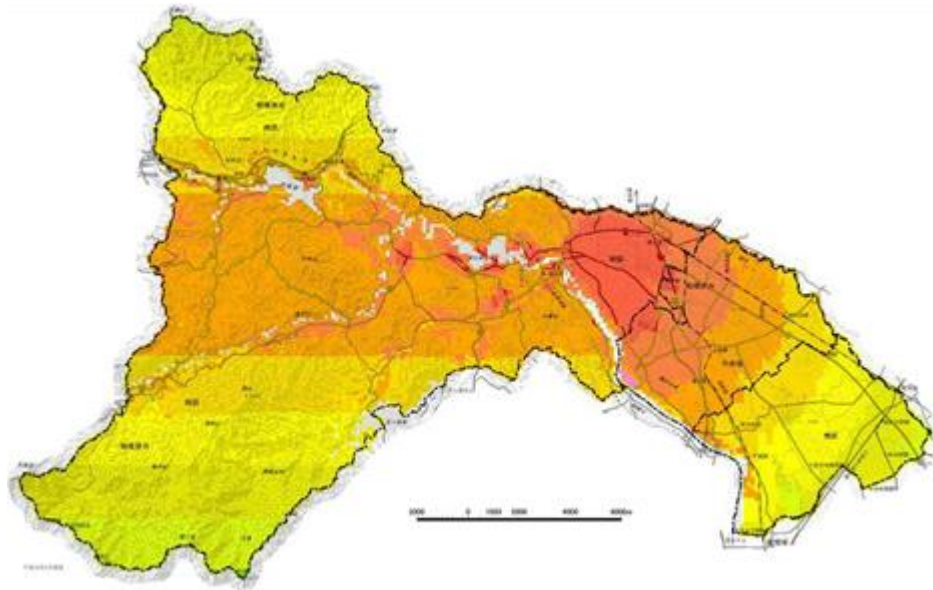
資料) 相模原市地域防災計画

図表4 地震動予測結果(相模原市東部直下地震)



資料) 相模原市地域防災計画

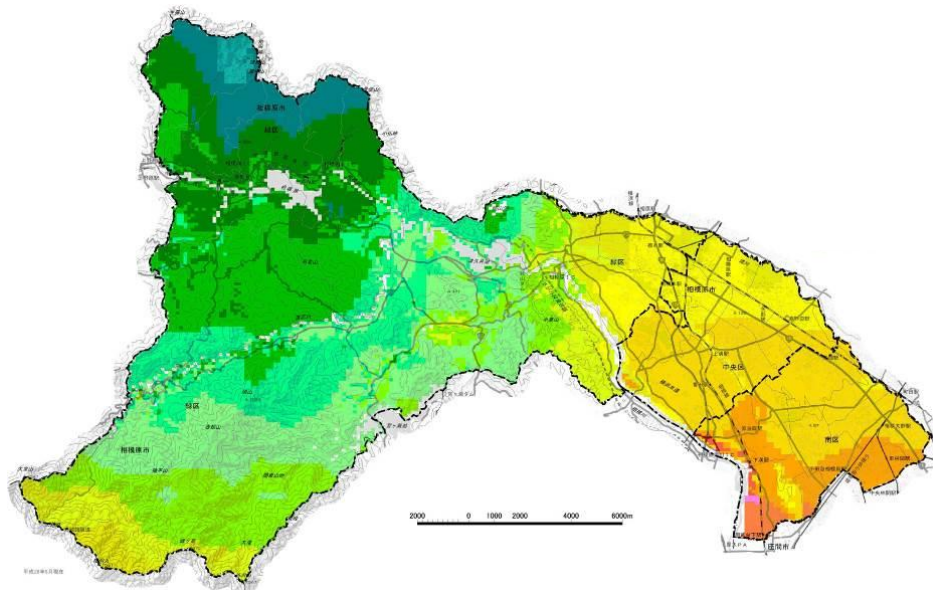
図表5 地震動予測結果（相模原市西部直下地震）



注) 震度分布の凡例は図表4と同じ

資料) 相模原市地域防災計画

図表6 地震動予測結果（大正関東タイプ地震）



注) 震度分布の凡例は図表4と同じ

資料) 相模原市地域防災計画

1-1. 建物被害・地震火災

想定される地震災害及びそれに伴う火災によって、建物の半壊以上の被害が最大で約33,000棟、消失が最大で約1,300棟が予想される。

図表7 建物被害・地震火災の概要

(単位：棟)

想定条件	区名	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊	全壊・焼失
東部直下地震 夏12時・冬2時 延焼出火なし	中央区	62,987	3,004	0	49	9,254	3,004
	南区	61,172	3,268	0	89	9,598	3,268
	緑区	54,014	1,693	0	10	6,285	1,693
	全市	178,173	7,964	0	148	25,137	7,964
東部直下地震 冬18時 延焼出火23件	中央区	62,987	3,004	481	49	9,175	3,484
	南区	61,172	3,268	646	89	9,480	3,914
	緑区	54,014	1,693	238	10	6,249	1,931
	全市	178,173	7,964	1,366	147	24,904	9,329
西部直下地震 夏12時・冬2時 延焼出火なし	中央区	62,987	1,273	0	49	6,387	1,273
	南区	61,172	253	0	83	2,867	253
	緑区	54,014	2,095	0	10	7,743	2,095
	全市	178,173	3,621	0	142	16,997	3,621
西部直下地震 冬18時 延焼出火4件	中央区	62,987	1,273	69	49	6,378	1,342
	南区	61,172	253	37	83	2,865	290
	緑区	54,014	2,095	92	10	7,730	2,187
	全市	178,173	3,621	198	142	16,973	3,819
大正関東タイプ地震 延焼出火なし	中央区	62,987	398	0	33	3,713	398
	南区	61,172	858	0	90	5,453	858
	緑区	54,014	69	0	3	1,106	69
	全市	178,173	1,324	0	126	10,272	1,324

注) 表中の数値は概数で示されているため、集計が一致しないことがある。

資料) 相模原市地域防災計画

1-2. ライフライン被害

想定される地震災害の発生に伴うライフラインが最大ケースで途絶した場合、電気は約7割、水道は約8割、都市ガスは全域で供給停止が予想される。

図表8 ライフライン被害

区	夜間人口	停電人口率			給水人口	断水人口率			都市ガス供給域内人口	供給停止人口率		
		1日後	3日後	1週間後		1日後	1週間後	1か月後		1日後	1週間後	1か月後
東部直下地震												
中央区	266,988	72%	31%	3%	266,007	81%	63%	14%	265,912	100%	98%	61%
南区	274,364	72%	32%	3%	270,899	81%	64%	14%	270,807	100%	98%	62%
緑区	176,192	62%	25%	2%	172,185	71%	53%	11%	97,972	100%	98%	62%
全体	717,544	69%	30%	3%	709,091	79%	61%	13%	634,691	100%	98%	62%
西部直下地震												
中央区	266,988	59%	20%	1%	266,007	69%	50%	8%	265,912	89%	87%	47%
南区	274,364	37%	9%	0%	270,899	41%	26%	3%	270,807	52%	49%	21%
緑区	176,192	67%	26%	2%	172,185	77%	58%	11%	97,972	100%	98%	59%
全体	717,544	52%	17%	1%	709,091	60%	43%	7%	634,691	75%	72%	37%
大正関東タイプ地震												
中央区	266,988	44%	13%	0%	266,007	50%	34%	5%	265,912	64%	62%	29%
南区	274,364	53%	17%	1%	270,899	61%	43%	6%	270,807	78%	76%	39%
緑区	176,192	28%	6%	0%	172,185	29%	18%	2%	97,972	51%	47%	20%
全体	717,544	43%	13%	1%	709,091	49%	34%	5%	634,691	68%	65%	32%

注1) 表中の停電域内人口及び停電人口率は、避難等による人口の異動を考慮していない値である。

注2) 都市ガスについては、ガス供給体制の強靱化が図られ、平成26年の防災アセスメント調査時より、早期の供給再開が可能となっている。

資料) 相模原市地域防災計画

1-3. 死傷者及び避難者の発生

被害が最大となる相模原市東部直下地震が冬の午前2時に発生した場合には、死者約500名、負傷者約4,400名（うち重傷者約600名）となる。

また、避難所生活者は相模原市東部直下地震が冬の夕方18時の時間帯に発生した場合の1週間後に最大となり、約61,000名が避難者となる。

図表9 死者・負傷者の予測結果

(単位：人)

想定条件	区	人口	死者数	閉込者数	重傷者数	軽傷者数
夏12時 (東部直下地震)	中央区	250,817	80	755	136	859
	南区	229,237	92	742	118	728
	緑区	152,321	46	385	93	646
	全市	632,375	219	1,883	347	2,233
冬2時 (東部直下地震)	中央区	266,988	185	1,116	224	1,393
	南区	274,364	207	1,226	228	1,366
	緑区	176,192	107	593	147	1,064
	全市	717,544	498	2,935	599	3,823
冬18時 (東部直下地震)	中央区	254,983	144	855	143	892
	南区	242,439	163	883	138	832
	緑区	160,521	80	445	94	667
	全市	657,943	386	2,183	375	2,391
夏12時 (西部直下地震)	中央区	250,817	33	386	65	534
	南区	229,237	7	78	13	174
	緑区	152,321	57	435	104	727
	全市	632,375	97	899	182	1,435
冬2時 (西部直下地震)	中央区	266,988	77	486	98	889
	南区	274,364	15	103	20	342
	緑区	176,192	133	706	177	1,277
	全市	717,544	225	1,295	294	2,507
冬18時 (西部直下地震)	中央区	254,983	54	400	65	566
	南区	242,439	11	81	13	206
	緑区	160,521	91	519	111	789
	全市	657,943	156	1,000	189	1,561
夏12時 (大正関東タイプ 地震)	中央区	250,817	10	113	24	289
	南区	229,237	24	205	35	345
	緑区	152,321	2	26	7	116
	全市	632,375	36	344	66	750
冬2時 (大正関東タイプ 地震)	中央区	266,988	23	155	33	495
	南区	274,364	53	340	63	688
	緑区	176,192	4	29	7	175
	全市	717,544	80	524	102	1,359
冬18時 (大正関東タイプ 地震)	中央区	254,983	15	123	22	310
	南区	242,439	35	244	39	411
	緑区	160,521	3	25	5	113
	全市	657,943	53	392	67	834

注1) 予測結果は概数のため、集計値が一致しない場合がある。

注2) 「閉込者」は、倒壊建物に閉じ込められて救助を要する者である。

資料) 相模原市地域防災計画

図表10 避難者・要給水人口の予測結果

(単位：人)

区名	夜間人口	避難所避難者			応急給水人口				
		当日	1週間後(断水)		当日	1週間後	1か月後		
東部直下地震 夏12時・冬2時(延焼火災なし)									
中央区	266,988	8,155	22,762	(15,966)	11,614	(7,537)	207,289	127,728	9,770
南区	274,364	8,894	23,686	(16,274)	12,204	(7,757)	210,805	130,195	10,056
緑区	176,192	4,506	12,511	(8,757)	6,056	(3,803)	117,962	70,053	4,930
全市	717,544	21,554	58,959	(40,997)	29,874	(19,097)	536,056	327,976	24,755
東部直下地震 冬18時(延焼火災あり)									
中央区	266,988	9,063	23,423	(15,870)	12,023	(7,491)	206,047	126,963	9,711
南区	274,364	10,052	24,528	(16,152)	12,724	(7,698)	209,221	129,215	9,979
緑区	176,192	4,908	12,805	(8,715)	6,238	(3,783)	117,417	69,718	4,904
全市	717,544	24,024	60,757	(40,737)	30,985	(18,973)	532,685	325,896	24,595
西部直下地震 夏12時・冬2時(延焼火災なし)									
中央区	266,988	4,177	16,425	(12,944)	6,460	(4,371)	182,354	103,554	5,666
南区	274,364	1,374	8,104	(6,959)	2,475	(1,788)	114,545	55,675	2,318
緑区	176,192	5,377	13,936	(9,456)	6,542	(3,853)	127,236	75,644	4,995
全市	717,544	10,928	38,466	(29,359)	15,477	(10,012)	424,134	234,873	12,979
西部直下地震 冬18時(延焼火災あり)									
中央区	266,988	4,314	16,527	(12,932)	6,524	(4,367)	182,184	103,456	5,660
南区	274,364	1,441	8,157	(6,956)	2,508	(1,788)	114,496	55,651	2,317
緑区	176,192	5,531	14,049	(9,440)	6,612	(3,846)	127,029	75,519	4,986
全市	717,544	11,285	38,733	(29,328)	15,643	(10,001)	423,709	234,626	12,964
大正関東タイプ地震 夏12時・冬18時・冬2時(延焼火災なし)									
中央区	266,988	1,775	10,446	(8,967)	3,535	(2,647)	137,074	71,736	3,432
南区	274,364	3,250	14,125	(11,416)	5,307	(3,682)	165,614	91,331	4,773
緑区	176,192	416	3,380	(3,033)	883	(675)	53,720	24,266	875
全市	717,544	5,441	27,951	(23,417)	9,726	(7,005)	356,408	187,333	9,081

注1) 予測結果は概数のため、集計値が一致しない場合がある。

注2) 避難所避難者数の括弧内の数値は、避難者のうち、住家被害はないが断水により避難する人数である。

注3) 「応急給水人口」は、断水域内で避難せずに留まる者で、断水域内の人口から避難者を差し引いた人口。

資料) 相模原市地域防災計画

1-4. 庁舎機能等の被害想定

想定される地震災害では、震度5弱～震度6強の揺れが想定されており、震度6強の場合の一般的な庁舎、周辺地域の被害状況及び復旧予想等は次のとおりである。

図表1-1 震度6強の地震による庁舎及び周辺の状態

	被害想定	復旧予想等
庁舎等	旧耐震設計でかつ耐震診断が未実施の施設は、より大きな被害を受ける可能性がある。	発災後ただちに安全性の確認等を行い、安全性の確保のもとに利用する。 大きな被害を受けた庁舎の場合、庁舎復旧まで長時間かかるため、代替施設を確保する。
建物内部	固定されていないオフィス家具・複写機・本棚等大型備品が転倒・落下、移動し、執務環境が損なわれる可能性がある。	家具・備品等の再配置やガラス破片の散乱、片付け等により時間を要する可能性がある。
周辺被害	新耐震基準を満たしていない木造住宅が隣接している地域の道路は、通行不能になる可能性が高い。	幹線道路は2日後にほぼ復旧と想定される。
電力	発災直後は断線等により、外部からの供給電力が中断すると想定される。	市全体の電力は3日後に約7割が復旧すると想定される。 復旧するまでの間は、非常用発電機の容量限度内での対応が求められる。
上水道	水道管の破損等により断水の可能性が極めて高い。	上水道は1週間後で約4割が復旧すると想定される。

注) 過去の災害状況や平成26年度相模原市防災アセスメント調査等から作成

2. 風水害の想定条件

本計画の前提とする風水害は、本市が実際に災害対策本部体制を配備し災害対応を実施したことや、今後、同程度の被災の可能性のあることを踏まえ、令和元年10月に発生した東日本台風と同規模程度とする。

東日本台風の被災時、本市では、気象庁からの情報や降雨の状況、土砂災害の危険度を勘案し、市内全域に避難勧告を発令、また河川の氾濫や土砂災害の危険が高まった地域に対しては避難指示を発令した。図表12が勧告等の発令の状況となっている。その結果、避難者は市全体で6,000人を超え、各区の内訳は図表13のとおりとなっている。

東日本台風は、本市の観測史上最大の連続雨量（緑区鳥屋）を記録し、河川の氾濫の危険性が高まったほか、緑区の広い範囲で土砂災害が発生し、図表16のとおり甚大な被害をもたらした。

図表12 令和元年東日本台風の勧告等の発令状況

発令日時	状況
10月11日17時00分	避難準備・高齢者等避難開始 発令
10月12日7時30分	避難勧告（西部、土砂災害）
10月12日9時00分	避難勧告（市内全域 土砂災害、河川氾濫）
10月12日13時30分	避難指示（緊急）（相模川付近 河川氾濫）
10月12日17時20分	避難指示（緊急）（西部、土砂災害）
10月12日20時45分	避難指示（緊急）（境川、串川付近 河川氾濫）
10月13日7時10分	発令中のすべての避難情報を解除

図表13 令和元年東日本台風避難者の概要

	風水害時避難場所開設数	最大避難者数
緑区	31箇所	2,207人
中央区	23箇所	1,983人
南区	32箇所	1,924人
市全体	86箇所	6,114人

図表14 令和元年東日本台風の雨量の概要

区分	区	降雨量	観測場所	観測時間帯
総雨量 (連続雨量)	緑区	761.0 mm	鳥屋出張所	10日 22:13 ~ 12日 21:08
	中央区	390.5 mm	相模原消防署	10日 21:58 ~ 12日 21:15
	南区	376.0 mm	大沼分署	10日 21:53 ~ 12日 21:18
1時間 最高雨量	緑区	87.5 mm/h	鳥屋出張所	12日 19:10 ~ 12日 20:10
	中央区	46.0 mm/h	相模原消防署	12日 7:00 ~ 12日 8:00
	南区	41.0 mm/h	大沼分署	12日 6:50 ~ 12日 7:50

図表 15 令和元年東日本台風の風速の概要

	観測場所	観測日	観測時間	風速	風向
最大瞬間風速	相模原消防署	10月12日	20:25	25.5 m/s	東南東
	津久井消防署	10月12日	20:29	25.1 m/s	北

図表 16 令和元年東日本台風による本市の主な被害状況 (令和2年3月31日時点)

人的被害	死者	8人
	負傷者	3人
住家被害	全壊	23棟
	半壊	48棟
	一部損壊	128棟
ライフライン被害	停電	約4,000軒
	断水	約3,700戸
	通信	約180回線
道路被害		約470箇所

第3章 必要資源

1. 職員

1-1. 地震災害における配備体制

本市で地震が発生した時には、その規模により、昼夜・休日等を問わず地震災害警戒本部体制・災害対策本部体制を自動的に配備する。

図表 17 地震災害における配備体制の基準

レベル	種別	配備基準	参集方法	配備人員	主な活動
1	地震災害初動体制	(1) 市域で震度4の地震を観測したとき。	自動参集	(1) 危機管理監 (2) 副危機管理監 (3) 警防部長 (4) 防災主管課職員 (5) 各区・局であらかじめ指定する職員	(1) 情報収集 (2) 応急活動
		(2) その他、危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集		
2	地震災害警戒本部体制	(1) 市域で震度5弱の地震を観測したとき。	自動参集	(1) 本部長(危機管理監) (2) 副危機管理監 (3) 警防部長 (4) 防災主管課職員 (5) 本部事務局員 (6) 各区・局があらかじめ必要と認める人員	(1) 情報収集 (2) 警戒活動 (3) 応急活動
		(2) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 (4) その他、危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集		
3	災害対策本部体制	(1) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。	自動参集	(1) 本部長(市長) (2) 全職員	総力を集中した災害対策活動
		(2) 市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 (4) その他、市長が必要と認めるとき。	市長の指示により参集		

注1) 地震災害警戒本部体制(レベル2)における地震災害警戒本部長は、危機管理監とする。

注2) 防災主管課職員とは、危機管理局、消防局指令課及び区役所の職員であり、そのうちレベルに応じ所属長が指名する職員とする。

注3) 市長又は危機管理監は、災害の種類、規模、発生時期、その他状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

資料) 相模原市災害対策本部要綱

1-2. 風水害における配備体制

本市で風水害が発生する、もしくは発生する恐れがあるときには、その規模により、昼夜・休日等を問わず風水害警戒本部体制・災害対策本部体制を配備する。

図表 1 8 風水害における配備体制の基準

レベル	種別	配備基準	配備人員	主な活動
0	風水害情報連絡体制	(1) 市域に次の警報が発表されたとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 (2) 市域に次の注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 ①大雨注意報 ②強風注意報 ③洪水注意報 ④竜巻注意情報 (3) その他危機管理監が必要と認めたとき。	(1) 緊急対策課長 (2) 道路計画課長 (3) 下水道経営課長 (4) 警防課長 (5) 指令課長 (6) 防災主管課職員 (7) 各区・局があらかじめ指定する職員	(1) 情報収集 (2) 防御体制の検討 (3) 防御資機材の点検準備 (4) 雨水排水施設等の点検等
1	風水害初動体制	(1) 市域に次の警報が発表され、被害発生のおそれがあるとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 (2) 局地的な被害が発生し防御が必要なとき。 (3) 氾濫警戒情報が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めたとき。	(1) 危機管理監 (2) 副危機管理監 (3) 警防部長 (4) 土木部長 (5) 防災主管課職員 (6) 本部事務局員 (7) 各区・局があらかじめ指定する職員	(1) 情報収集 (2) 広報活動 (3) 第1次警戒地域、河川及びがけ地の巡回 (4) 警戒地域関係者等との連携 (5) 防御活動
2	風水害警戒本部体制	(1) 複数箇所でも局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。 (2) 氾濫危険情報が発表されたとき。 (3) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めたとき。	(1) 本部長（危機管理監） (2) 副危機管理監 (3) 警防部長 (4) 土木部長 (5) 防災主管課職員 (6) 本部事務局員、区本部事務局員 (7) 各区・局があらかじめ必要と認める人員	(1) 情報収集 (2) 広報活動 (3) 第1次、第2次警戒地域、河川及びがけ地の巡回 (4) 警戒地域関係者等との連携 (5) 防御活動
3	災害対策本部体制	(1) 市域に次の特別警報が発表されたとき。 ①大雨特別警報 ②暴風特別警報 (2) 大規模な被害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき。 (3) 氾濫発生情報が発表されたとき。 (4) その他市長が必要と認めたとき。	(1) 本部長（市長） (2) 全職員	総力を集中した災害対策活動

注1) 風水害警戒本部体制（レベル2）における風水害警戒本部長は、危機管理監とする。

注2) 防災主管課職員とは、危機管理局、消防局指令課及び区役所の職員であり、そのうちレベルに応じた所属長が指名する職員とする。

注3) 市長又は危機管理監は、災害の種類、規模、発生時期、その他状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

資料) 相模原市災害対策本部要綱

1-3. 想定される職員参集率

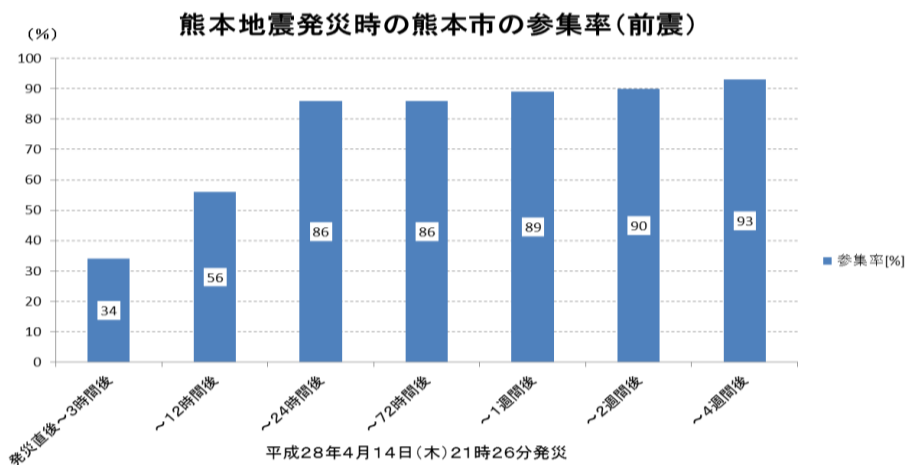
災害時には、前述の配備体制に基づき、職員が参集するが、特に勤務時間外に発災した場合、居住環境等の職員自らがおかれている様々な環境により、すぐに参集できない可能性がある。

平成28年4月14日(木)21時26分に前震が起こった熊本地震での熊本市の参集状況は図表19のとおりである。当時の熊本市は本市と比較して、市内在住職員の割合が高いことから、本市における参集率が熊本市の実際の参集率を上回ることが困難である。

このことから、本計画では熊本地震における熊本市の参集率を上限として、本市の職員参集率を想定する。

上記想定より、本市の職員参集率は、発災後3時間以内では3割程度、12時間以内では5割程度となると考えられる。

図表19 熊本地震発災時の熊本市の参集率(前震)



参考：熊本市業務継続計画 (平成30年5月改訂)

【調査概要】

- 対象職員 5,284人 全職員(再任用・任期付職員を含み、次のアからオの職員を除く)
- ア 病院局、消防局職員
- イ 臨時職員及び嘱託職員
- ウ 4月14日及び4月16日に育児休業中又は退職中の職員
- エ 4月14日及び4月16日に病気休暇、産前産後休暇等の何らかの理由により勤務していない職員
- オ 国、県、他都市に派遣されている職員

調査期間は発災直後11時間までであり、以降については、出勤簿を基にした算出を行っている。

1-4. 業務に従事する職員の体制及び職員確保に向けた対策

職員の勤務体制や健康管理、業務の実施状況等を考慮し、業務の持続性、適切な体制を確保する。

(1) 職員確保の考え方

各課・機関等においては、参集が可能である職員数をもとに、非常時優先業務を実施する体制を整え、人員が不足する場合には、局・区内で人員の調整を行う。さらに人員が不足する場合には、総務局と調整を行い、局・区の枠を超え必要な人員を確保する。調整の結果さらに人員が不足する場合には、外部団体等へ応援職員の派遣を要請する。

(2) 発災から72時間まで

市民の生命及び財産の保護を最優先とし、人命救助を特に最優先とする。

原則として、参集した職員から業務に取り組むことが基本となり、参集が可能である職員数をもとに、優先業務を遂行するための体制を整備する。

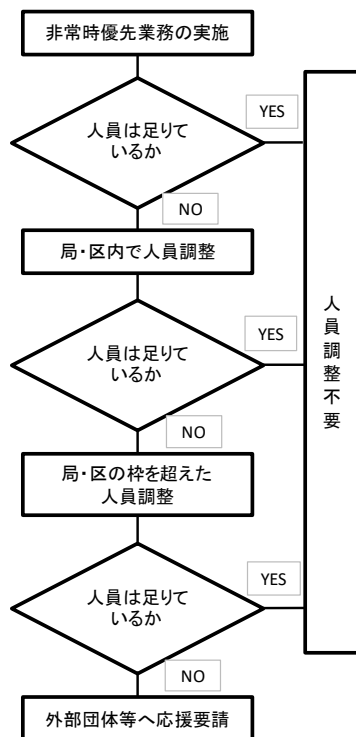
(3) 発災から72時間以降

人命救助等の活動は規模を縮小し、被災者等の対策が中心となる。

多くの非常時優先業務の実施にあたり、職員だけでは対応が困難になる場合が想定されることから、応援職員の受け入れ体制を整備する。

※応援の要請については、「相模原市災害受援計画」参照

図表20 職員確保のフロー概要図



2. 庁舎

2-1. 防災拠点となる施設の耐震化

防災拠点となる主な施設（災害対策本部要綱第21条における災害対策活動拠点およびその他の活動拠点となる施設等）は、図表21のとおりであり、耐震性の確保は概ね完了している。

施設所管課においては、各施設について、発災時に早期より利用が見込まれることから、耐震性の確保および施設の適正な維持管理を行う。

図表21 防災拠点となる主な施設

分類		名称
災害対策活動拠点		市役所本庁舎、緑区合同庁舎、南区合同庁舎、総合保健医療センター、総合事務所、まちづくりセンター・中央区の6公民館、消防署所、消防指令センター等
その他の活動拠点（一部間設も含む）	避難所	あらかじめ指定した市立小学校、中学校及び義務教育学校等
	風水害時避難場所	あらかじめ指定した市立小学校、中学校及び義務教育学校等
	拠点救護所及び救護所	メディカルセンター（相模原中央、相模原北、相模原南及び相模原西）並びにあらかじめ指定した市立小学校、中学校及び義務教育学校
	救援物資受入れ拠点	相模原市救援物資集積・配送センター、淵野辺公園（市立相模原球場及び銀河アリーナ）、G L Pアルファリンク相模原、市体育館、市立勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）及び市立北相中学校体育館
	多数遺体収容施設	総合体育館、北総合体育館、串川地域センター及び千木良公民館
その他の施設		給食センター、斎場、清掃施設、市民会館、あじさい会館、文化会館、市民健康文化センター、北市民健康文化センター、地域センター（三井、小網及び串川地域センターを除く。）、公民館（中央区の6公民館を除く。）、陽光園、溪松園、若竹園、松が丘園、こどもセンター、相模川自然の村等

2-2. 執務環境

災害発生後も、速やかに非常時優先業務に従事できるよう、各課・機関等において、個別に書棚やロッカー等の固定等に取り組んでいる状況である。

各課・機関は書棚やロッカー等の固定を進めるとともに、複写機や情報通信機器等の機械類の被害を最小限に抑えるため、必要な措置を行う。

3. 物資

3-1. 備蓄資機材等

(1) 食料等

職員は災害発生時等に備えて3日分程度の食料等を職員自身で準備するように努める。

また、職員生活協同組合との協定により、生協売店の食料等を職員に提供すること等を行っている。

(2) 資機材（消耗品等を含む）

業務に必要な資機材や、消耗品等（用紙やトナー等の事務用品及び簡易修繕等に備えた資機材）は、通常の業務に応じて確保されている。

非常時優先業務の実施には、消耗品等の確保が必要となる一方、災害発生時は消耗品の補充が困難になると想定されるため、各課・機関は、引き続き在庫の管理を行い、常に一定の在庫の確保に努める。

3-2. 車両

本市の地域特性上、移動手段の確保が初動体制において、非常に重要になると想定されており、本庁舎及び各区役所等において、800台を超える車両を保有している。

駐車施設の耐震性能の向上など、災害発生時の車両被害を軽減するための対策を図るとともに、電源供給策としての役割が期待できる電気自動車の導入や、公用車の燃料は常に3/4以上を保つことを徹底するなど、燃料の確保や調達方法等について推進を図る。

4. 情報及びエネルギー等

4-1. 通信手段

災害発生時の円滑な情報連絡を行うため、通常の通信手段である内線・外線電話やFAXをはじめとし、優先的に発信ができる災害時優先電話を整備しているほか、デジタル地域防災無線等の無線設備や、衛星電話等を設置している。

発災時には断線や輻輳等により電話回線が使用不能となる可能性があるため、複数の通信手段の確保を行う。

図表 2 2 災害時通信手段一覧

回線種類	使用機器	備考
電話回線	内線・外線電話	通常使用している機器
	FAX	通常使用している機器
	災害時優先電話	災害時に発信規制がかからない電話
携帯電話回線	災害対策用スマートフォン (災害時優先電話)	LINE WORKS を全端末にインストールしている ・回線数：283 ・配備場所 避難所、一時滞在施設、まちづくりセンター、各局総務室、各区役所、危機管理局 ・その他貸与者 市長、危機管理局幹部職員
無線	デジタル地域防災無線	・回線数：325 ・配備場所 庁内各課・機関、ライフライン関係機関、公共交通機関、警察機関、避難所 車載型、携帯型、半固定型を整備している
	防災行政用同報無線 (ひばり放送)	・回線数：558 ひばり放送塔にて防災情報等の伝達を行っている
	簡易無線	・回線数：100 ・配備場所 中央区・南区の避難所及び、まちづくりセンター、各区役所、危機管理局
	消防救急無線	・配備場所 各指揮隊及び指令課、各消防車両、各署所、消防団部長以上 可搬型、車載型、携帯型を整備している。
衛星携帯電話	ワイドスターII	・回線数：17 ・配備場所 城山・津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター、各区役所、各本署、危機管理局
	インマルサット	・回線数：13 ・配備場所 津久井・藤野・相模湖まちづくりセンター、孤立対策推進地区、危機管理局
	イリジウム	・回線数：7 ・配備場所 市長車両、副市長車両、教育長車両、議長車両、危機管理局
	スラヤ	・回線数：55 ・配備場所 城山・津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター、孤立対策推進地区、危機管理局

4-2. 情報システム

本市では、全ての部署で情報システムが利用されており、非常時優先業務を行う上では情報システムへの防災対策が不可欠であることから平成26年度に「情報システム業務継続計画（ICT-BCP）」を策定した。

各システム所管課は、「情報システム業務継続計画（ICT-BCP）」に基づき、非常時優先業務の実施に必要な情報システムの稼働を確保するための対策を行う。

4-3. 電力

非常時優先業務を実施する上で、電力などの資源が必須となる。本市では、電力を確保するために、非常用発電設備や、ポータブル発電機等を整備し電力確保に取り組んでいる。

非常用発電設備を保有している施設においては、施設所管課が平常時より適正な維持管理を行う。非常用発電設備が無い施設は、必要に応じて、非常用発電設備やポータブル発電機等を導入するなど、電力確保に取り組むとともに、蓄電機能を備えた太陽光発電設備や、電気自動車の導入などによる電力の確保についても検討を行う。

第4章 非常時優先業務等

1. 非常時優先業務等設定の考え方

業務が中断・遅延した場合に市民生活の継続等に関わる影響の程度を考慮して、早期かつ優先的に実施すべき業務を「非常時優先業務」として、計画発動後の時間区分を経過別に設定した。本計画では、災害種別ごとに整理しており、各災害の非常時優先業務の時間区分は同様の考え方としている。

また、風水害は地震災害と異なり、災害対策本部体制を配備する前から、災害対応を行う。そのため、風水害については「事前行動」として、計画発動前の災害対応業務を整理することとした。

地震災害と風水害における業務の時間区分について示したものが図表23のとおりとなっており、それぞれの時間区分における業務設定の考え方についてまとめたものが図表24のとおりである。

図表23 各災害における非常時優先業務等の時間区分

地震災害の非常時優先業務						
	第1局面 (発動後～ 3時間程度)	第2局面 (3～24時間程 度)	第3局面 (24～72時間 程度)	第4局面 (おおむね 4日～7日程 度)	第5局面 (おおむね 8日～2週間程 度)	第6局面 (おおむね 3週間～1か月 程度)
風水害の非常時優先業務等						
事前行動 (発動前)	第1局面 (発動後～ 3時間程度)	第2局面 (3～24時間程 度)	第3局面 (24～72時間 程度)	第4局面 (おおむね 4日～7日程 度)	第5局面 (おおむね 8日～2週間程 度)	第6局面 (おおむね 3週間～1か月 程度)
災害対策本部体制 (計画発動)						

図表 2.4 非常時優先業務等設定の考え方と時間区分

種別	局面	時間区分	業務設定の考え方	対象業務例
非常時優先業務		計画発動前 (風水害のみ)	災害に備え、人命救助や応急対策体制の立ち上げを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 初動体制の確立 災害情報の収集 風水害時避難場所の開設・運営 等
	第1局面	発動後 ～3時間程度	発災直後の人命救助・火災対応や応急対策体制の立ち上げ(※)を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 初動体制の確立 災害対策本部会議の開催 災害情報の収集 広域応援要請 風水害時避難場所の運営 等
	第2局面	発動後3時間 ～24時間程度	発災直後の人命救助・災害対応や応急活動を開始するとともに、避難所の開設を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 消防業務 負傷者への対応 避難所の開設 孤立地区の対策 帰宅困難者の対策 等
	第3局面	発動後24時間 ～72時間程度	人命は、72時間が経過すると生存率が急激に低下するため、優先的に人命救助を行うとともに、避難所の生活環境の向上等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 消防業務 負傷者への対応業務 避難所の運営、ニーズの把握 被災者への対応業務 災害時要援護者への対応業務 孤立地区の対策 等
	第4局面	発動後おおむね 4日～7日程度	被災者への救援・救助を継続するとともに、被災者に対する支援を強化する。また、行政機能の回復に向けた取り組みを進める。	<ul style="list-style-type: none"> 消防業務 負傷者への対応業務 避難所の運営、ニーズの把握 被災者への対応業務 インフラの復旧 二次災害の防止 災害廃棄物等の撤去 災害時要援護者への対応 被害認定業務、罹災証明書発行の準備 ボランティア等の受け入れ 遺体の適切な処理 等
	第5局面	発動後おおむね 8日 ～2週間程度	被災者の生活環境の向上を図るとともに、インフラの復旧に向けた準備等を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における各種機能の提供 被災者への対応業務 インフラの復旧 災害廃棄物等の撤去、処理 災害時要援護者への対応 緊急輸送システムの確立 被害認定業務、罹災証明書発行の実施 応急仮設住宅の建設地の選定 等
	第6局面	発動後おおむね 3週間目 ～1か月	復旧・復興期に移行し、インフラの復旧を開始するとともに、被災者に対する各種の生活再建支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における各種機能の提供 被災者への対応業務 インフラの復旧 災害廃棄物等の処理 公共施設の復旧 応急仮設住宅の入居の促進 被害認定調査の実施、罹災証明書の発行等

※) 風水害の場合は、事前行動にて体制の立ち上げを行っていることから、地震のみ対象とする。

風水害の第1局面は事前行動から実施している業務等を実施する。

2. 非常時優先業務等の選定結果

「1. 非常時優先業務等設定の考え方」、「第3章 1-3. 想定される職員参集率」を考慮し、局面ごとに、発災により想定される「応急・復旧対策業務」と、災害時においても優先して実施しなければならない「通常業務、環境確保業務」をそれぞれ抽出し、各局等で必要となる非常時優先業務を選定した。

風水害における非常時優先業務及び事前行動については、想定条件である令和元年東日本台風が緑区を中心とした被害であった一方で、中央区及び南区においても河川氾濫や土砂災害の危険性が高い区域があることから、緑区と同様の業務を実施する可能性を考慮し、選定を行った。

なお、選定した非常時優先業務については、資料として別に定める。

非常時優先業務の抽出、選定にあたっては、以下の点を整理した。

- ・「応急・復旧対策業務」は、災害対策本部の組織、事務分掌をもとに選定し、「部内の応援に関する事」や「他部の応援に関する事」のような応援業務は局面を原則特定しない。
- ・「通常業務、環境確保業務」は、「応急・復旧対策業務」と重複する内容や、組織の運営に不可欠な庶務的業務は抽出、選定しない。

風水害の事前行動の抽出にあたっては、以下の点を整理した。

- ・災害対策本部体制以前に実施する災害対応業務の選定を行う。
- ・業務項目名は基本的に災害対策本部要綱の事務分掌をもとに選定を行う。

第5章 業務継続体制の向上に向けて

1. 各所属での教育の実施

業務継続力は、日々、継続し向上していくべきものであるため、業務継続体制の検討を行った後に、教育・訓練等を実施することや、その結果を踏まえて体制・計画を点検・是正すること等により、継続的に業務継続体制を向上させていくことが重要である。

このことから、本計画の内容の定着を図るため、各所属においては次のことなどに取り組むこととする。

- ①非常配備要員等の体制を年度初めに必ず確認する。
(各所属長は事前に所属内の応急活動内容を確認する。)
- ②職員参集システムの登録変更を行うなど、動員指令の伝達方法を再確認する。
- ③勤務時間外の発災時の参集場所や伝達方法等について、事前に確認する。
- ④各所属の災害対応マニュアル（応急活動事項等）について、年度初めに新配属者へ周知する。

2. 訓練の実施

職員の災害対応能力の向上、災害時の応急対策上の問題点の抽出等を目的とし、次のような訓練を実施する。

図表 2 5 災害対策本部の運営を対象とした訓練の例

訓練	概要
参集訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○参集経路、手段、参集可能時間の確認を行う。 ○職員参集システムにより、動員指令の伝達、職員の安否情報等の確認を行う。 ○被害情報の収集・取りまとめ、伝達等の確認を行う。 ○各所属において初動対応の確認を行う。
初動対応訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に想定される状況を訓練参加者に付与し、本部事務局・各局・各区役所等における災害初動期の分掌事務に沿った対策の検証を行う。 ○被害情報の収集・取りまとめ、伝達等の訓練を行う。
図上訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に想定される状況を付与し、実災害同様に防災関係者機関・庁内各部署と調整し、災害時の分掌事務に沿った対策の検討を行う。 ○業務継続計画、地域防災計画、各種マニュアル等の妥当性を検討する。 ○災害対策本部会議の運営を行う。

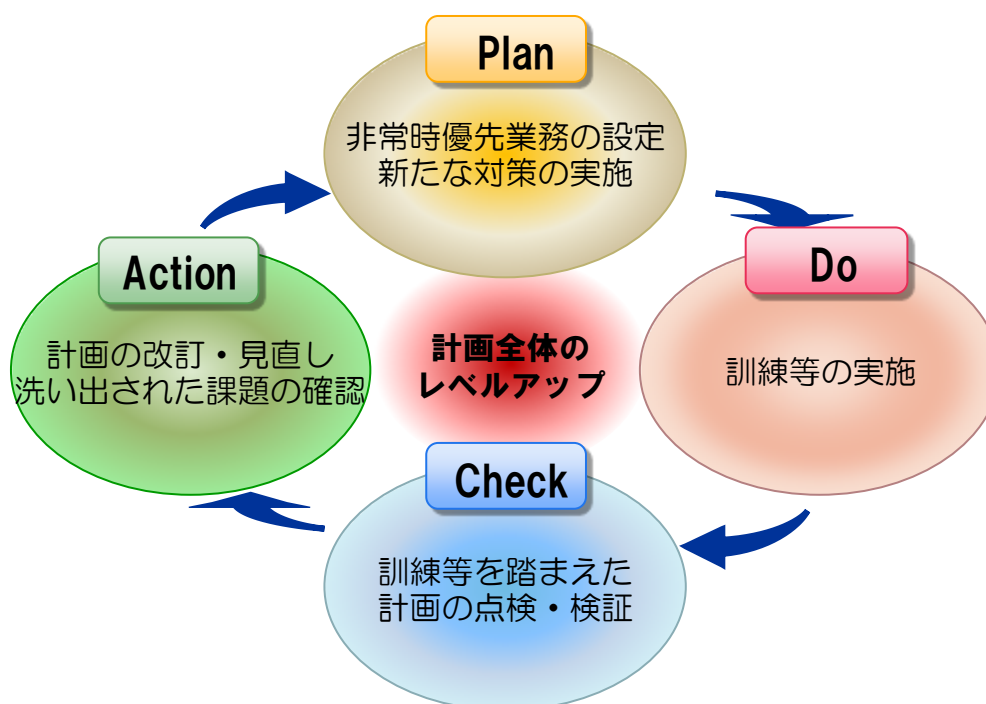
3. 業務継続計画の見直し・更新

本計画は、想定される自然災害に関する一定の前提を踏まえて、検討・策定したものである。このため、今後の前提条件の変更や、上位・関連計画の変更にあわせて随時見直し、常に最新の状態を保つこととする。

同時に、訓練や実際の災害対応の経験等を通じて、計画の点検・是正を行っていくことで、計画全体のレベルアップを図っていく。

また、本市では、災害対策の迅速かつ的確な推進を図り、PDCA サイクルに基づく継続的な改善を推進することにより、業務継続力の向上を図ることとする。

図表 2 6 本計画における継続的な改善のイメージ



3-1. Plan (計画)

非常時優先業務の設定を行う。（開始目標時間及び作業手順を明確にする。）

3-2. Do (実行)

職員の対応力の向上のため、定期的に訓練を実施し、有効であった点、課題となった点などの情報共有を行う。

図表 2 7 訓練等の実施手法

訓練	概要
図上訓練	訓練シナリオに応じて、組織ごとにグループに分かれ、必要な対策や他組織への連絡等を行う。
実動訓練	各現場において、機器や設備を実際に動かしながら訓練等を行う。

3-3. Check（評価）

本計画をより実効性のある計画にするために、訓練・災害対応の経験を通して問題点を抽出し、課題の検討を行う。

3-4. Action（改善）

訓練・災害対応により抽出された課題に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行う。

また、地域防災計画の修正や組織改正等が行われた場合、必要に応じて本計画の見直しを行う。

4. 業務継続計画の普及

関係機関・民間事業者等が業務継続計画を策定し、市全体で災害に備えることで、大規模な自然災害が発生した場合でも、事業の継続と迅速な復旧を図ることが可能になるとともに、顧客や従業員の安全を確保することができる。

また、企業の業務継続・早期再開は、事務所所在地域の復興にも大きく寄与し、経済活動を維持する上でも非常に重要である。

大規模な自然災害時に本市の業務を一日も早く復旧・復興するためには、本市のみならず、関係機関、民間事業者等も業務継続計画を策定していることが望ましい。

このため、関係機関・民間事業者等への業務継続計画の普及啓発・促進を図る。

相模原市業務継続計画（自然災害編）

平成26年3月策定

平成29年9月改訂

令和2年8月改訂

令和4年7月改訂

令和5年8月改訂

相模原市 危機管理課